

## 経常建設共同企業体試行運用基準の制定について

このことについて、町が発注する建設工事、測量業務、地質調査業務、工事設計業務及び工事監理業務において、確実かつ円滑な施工又は履行を図るとともに、建設業者の健全な育成を図るために結成される共同企業体の取扱いについては、新ひだか町共同企業体取扱要綱（令和3年要綱第8号）において定めているところでありますが、新ひだか町内の経済と雇用を支える基幹産業の一つである建設業は、社会情勢の変化により経営環境や担い手の確保・育成が厳しい状況であること、施工力強化の機会確保にも配慮する必要があることから、町内企業の継続的な協業関係を確保して、企業の経営力・施工力の強化をより一層図る必要があります。

このようなことから、経常建設共同企業体の活用について、別添のとおり運用基準を定め、試行運用をしようとするものであります。

# 経常建設共同企業体試行運用基準

令和5年3月2日制定

## 1 基準の趣旨

この基準は、町が発注する建設工事に係る経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象工種及び規模

(1) 対象工種は、以下の工種とする。

ア 土木一式工事

イ 建築一式工事

ウ その他の専門工事

(2) 対象規模は、町長が別に定める発注標準及び経常JVの競争入札参加資格審査の告示内容によるものとする。

## 3 等級格付工種における経常JVの等級格付の方法

等級格付のための新ひだか町競争入札参加資格関係事務処理規程別表第2審査方法書に基づく共同企業体に係る審査（経常JVの総合評定数値の計算）を行うものとする。

## 4 等級格付工種における単体企業と経常JVの同時登録

単体企業と当該企業を構成員とする経常JVの登録にあつては、同じ等級となる場合においては単体企業との同時登録を認めないが、等級が異なる場合は単体企業と当該単体企業を構成員とする経常JVの同時登録を認めるものとする。

## 5 経常JVの等級格付における総合評定数値の調整

格付工種における経常JVの等級格付の算定数値において、下記に該当する場合は、総合評定数値の調整を行うものとする。

ア 経常JVの等級格付の算定数値が構成員の単体企業としての最高位の格付よりも下位となった場合は、構成員の最高位の格付の下限值に至るまで、発注者別評価点を調整点（加算）を付与するものとする。

イ 経常JVの等級格付の算定数値が構成員の単体企業としての最高位の格付よりも2等級上位となった場合は、構成員の最高位の格付の1等級上位の下限值に至るまで、マイナスの発注者別評価点の調整点（減算）を付与する。

## 6 他の共同企業体制度への入札参加

特定建設工事共同企業体、地域維持型共同企業体（地域維持型JV）への入札参加は、構成員がそれぞれ単体として参加することはできるが、経常建設共同企業体とし

での参加はできないものとする。

## 7 施行日

この運用基準は、令和5年3月2日から施行し、令和5年4月1日以降の入札執行から適用する。